

ID: 45

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	しばたの郷土館条例 第7条第1項		
例規番号	平成5年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (使用料)</p> <p>第7条 使用者は、別表に定める使用料を使用しようとする日前7日までに納入しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、町外に住所を有する者が施設を使用する場合は、別表に定める使用料の合計額に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日